

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和8年度富岡町除染及び仮置場復旧等工事】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	入札説明書 様式	様式6	(オ)	<p>様式6(オ)では、「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者が兼任できる工事は、〇〇二次生活圏内でなければならない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇二次生活圏内(〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村) ・令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇二次生活圏内(〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村) <p>以上の記載が御座います。</p> <p>本工事の配置予定技術者(監理技術者)は、兼任可能な別工事にも申込みしており、双方の工事を受注した場合には兼任を予定しております。この場合、様式6(オ)にはどのように記載すればよろしいか、ご教示ください。</p>	<p>入札説明書に以下の通り兼務できる二次生活圏を記載しており、兼務する2件の工事が対象の二次生活圏であることを確認するために記載して頂くものです。</p> <p>P6 4. 競争参加資格 (5)カ (オ)建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者が兼務できる範囲は双葉二次生活圏(広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)でなければならない。</p> <p>以下を参考に記載願います。</p> <p>(オ)建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者が兼任できる工事は双葉二次生活圏内でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務する工事名(1件目) 双葉二次生活圏内(対象の町村名を記入してください) ・兼務する工事名(2件目) 双葉二次生活圏内(対象の町村名を記入してください)